

特集 《任期付審査官》

任期付審査官の日々の業務

会員 相澤 聡



要 約

元・任期付審査官が、日常の審査実務を通して経験した事柄を端的に紹介する。特許庁における任期付審査官の役割は何か。実際の審査のプラクティスはどのようなものか。何を考えながら審査を行っているのか。民間と公務員との違い、キャリアに対する考え方など、任期付審査官ならではの問題にも触れる。本稿が、任期付審査官制度に対する理解の一助となれば幸いである。

目次

1. はじめに
2. 任期付審査官という立場
3. 審査現場における任期付審査官の役割
4. 執務環境
5. 審査の流れ
 - (1) 出願内容を理解する
 - (2) 先行技術を調査する
 - (3) 法的評価と起案
6. 案件の割当て
7. お茶
8. 休憩時間の過ごし方
9. 審判、裁判との関係
10. 中間処理
11. 面接審査
12. 公平の原則
13. 仕事の終わり
14. 研鑽の時間
15. おわりに

1. はじめに

2004年、特許庁は、特許審査を促進するための施策として、社会経験を有する任期付審査官(※1)500名の任用を開始した。任用は、その年を皮切りに毎年約100名ずつ、5年間にわたって継続された。

任期付審査官の任期は、現行法上、最大10年間である。第1期生の任期満了まではあと2年余り残されている。だが、最近では、任期満了を前にして審査以外に活動の場を移す任期付審査官も増えつつある。私もその一人である。

本稿では、元・任期付審査官が、日常の審査実務を

通して何を経験してきたのかを端的にご紹介したい。本稿が、任期付審査官制度に対する理解の一助となれば幸いである。

2. 任期付審査官という立場

任期付審査官の実務は、概ね、通常採用の審査官(主に国家I種試験を受け、技術職として採用された審査官)の実務と同じである。すなわち、出願内容を理解し、調査をし、行政文書を起案することが主な仕事である。よって、以下にご紹介する実務は、通常の審査官と共通する部分がほとんどである。

しかし、任期付審査官は、上述のように、特に審査の促進という目的のために採用されている。また、任期が10年とはっきり区切られている。それゆえ、任期付審査官に期待される業務、また任期付審査官自身が抱く業務に対する意識も、通常の審査官とは幾らか異なる部分もある。

3. 審査現場における任期付審査官の役割

例えば、配属に関する取り扱いが、任期付審査官と通常の審査官とでは相違する場合があると感じている。

通常の審査官は、審査部で一定の審査経験を積んだ後、管理部門や審判部門、又は外部機関等で経験を積み増す。こうして広い見識を持った行政官となることが期待される。

一方、任期付審査官は、あくまで「審査」の促進に資することが期待されている。そのため、審査部以外

で勤務することは少ない。審査部内においても、審査室の異動の機会は多くなく、一定の技術分野を継続的に担当し、効率の良い審査ができるよう配慮されることが多いようである。

ここで、審査室についてご紹介する。

特許庁の審査部は、技術分野ごとに4つの審査部に分かれており、審査部は、さらに細かな技術分野ごとに複数の審査室に分かれている。審査室の人員は、通常10ないし数10人である。任期付審査官は、入庁するとすぐに、大抵、それまでのキャリアと関係が深い技術分野を扱う審査室に配属される。私の場合は、これといった得意分野はありません、と入庁前にアピールしていたためか、電子商取引を扱う審査室に配属された。当該分野は、他審査室が受け入れられないような特異な出願が集まりやすい審査室であることを、後で知った。

4. 執務環境

話が逸れた。早速、審査官の日常について説明したい。

審査業務に携わる審査官は、通常、出勤から退庁までのほとんどの時間を椅子の上で過ごす。入庁して間もないころ、庁内における洗浄機能付き便座の配備率が異様に高いことが気になったが、聞くところによれば、このような事情も影響しているようである。

審査官のデスクには、それぞれ端末が配置されている。一般的な液晶ディスプレイと、大画面高精細の液晶ディスプレイとのデュアルディスプレイ構成である。高精細画面は、A4用紙を横に2枚並べて表示する程度の能力があり、主にサーチシステムで発見した引用文献を順次閲覧する際に利用される。

審査室はいわゆる大部屋で、多くの審査官は、仕切りのない大空間にデスクを並べて執務している。デスクを隔てるパーティションがないのは、審査官同士のコミュニケーションを密にしたいという狙いによると聞く。確かに、審査室の風通しは文字通り良い。調べ物をしたり、考えをまとめたりする際には、EPO審査官の個室環境が羨ましくなることもないではなかったが、日本のオフィス事情を考えれば、JPO審査官も非常に整えられた環境にあるといえるだろう。

5. 審査の流れ

一日中、椅子の上で何をしているのかといえば、ほ

とんどの時間は審査に充てられる。

審査には、大きく分けて新願（審査官用語で、新規の特許出願のことをいう）の審査と中間処理とがある。このうち、新願の審査は、つぎのような流れで行われる。本願理解、サーチ、法的評価と起案である。

(1) 出願内容を理解する

審査を行うには、まず、本願（審査官用語で、審査中の特許出願のことをいう）の内容を理解する必要がある。審査官ごとに流儀はまちまちだが、私の場合は、はじめに本願のクレームを読む。それは、本願の構成を最も手早く把握できるのはクレームであるし、審査経験が積み上がってくると、クレームを読めば、明細書を読む前に本願の課題や効果のある程度予想できるからである。そうしてから、明細書を開いて「発明が解決しようとする課題」や「発明の効果」を参照し、予想した課題や効果が適切であったかを確認する。それから、「発明の実施の形態」を調べる。クレームの構成がサポートされているか、実施可能な程度に具体的か、後々クレームアップされそうな構成はあるか、等が着眼点となる。ここまでで、早ければ1時間、通常数時間を費やす。無論、理解困難な発明であれば数日を要することもある。

任期付審査官には、審査官になる前には技術開発の現場にいた者が多い。そのため、発明の課題の把握という点では、経験に裏付けられた有利さがあると感じる。つまり、感覚として、この部分はきつのご苦労なさたでしょうね、という点が分かるということである。審査官がこの感覚を持っているということを知って、喜ぶ出願人もいる。もっとも、この先入観が邪魔をすることもあるのだが、そのことは後で触れる。

(2) 先行技術を調査する

本願を理解したなら、関連する先行技術を調査する（以下、サーチという）。サーチについても、審査官ごとに流儀はまちまちであるが、私流のサーチ手法を一例として示す。

審査官の行うサーチでは、技術分野、課題、構成が本願と一致又は最も類似している引用文献、すなわち主引例を探すことが第1の目標となる。そこで、まずは適切な分類を用いて、主引例が存在する蓋然性の高い文献集合をつくる。ここで、分類とは、IPC、FI、Fターム等をいう。これらの分類は、技術分野や課題、

構成等、多元的な観点で設計されているので、これらの分類を適切に組み合わせることで、調査すべき文献の母体を絞り込める。ここで生成される文献集合は、目的の魚はきっとこの中にあるはずだ（少々数は多いけれど）という、いわば生簀の囲いである。

つづいて、この文献集合から、主引例を抽出する作業を行う。主引例を釣り上げるためには、最終的には、文献集合に含まれる文献を1件1件読んでゆくしかないのであるが、読む件数はなるべく減らしたい。そこで、母数を減らすために、テキスト検索を使う。テキスト検索は、その名が示す通り、指定した文字列を含む文献を検索する機能である。上述の文献集合を母体として、本願の特徴を表すキーワードを複数絡めたテキスト検索を行うと、より含まれる文献の数が少ない第2の文献集合ができる。こうして、読むべき文献数を現実的な数に絞り込んでからようやく、文献を実際に読む作業に入る。

読む、といっても、文献1件あたりにかける時間は大抵数秒である。関連のありそうな文献のみ、時間をかけて精読する。特許庁の検索システムでは、上述のキーワード検索で用いたキーワードが、それぞれ文献中にどのように分布しているかを、グラフィカルに表示させることができる。ここで、ある文献中のある位置に、複数のキーワードが密集して出現していることが分かれば、その文献ではそれらのキーワードが一定の関連を持って使われている蓋然性が高いと推定できる。したがって、その密集地点付近の記述を重点的に読めば、本願に近い内容を発見できることが少なくない。こうして、生簀から魚を効率的に選別する。

主引例が定まったなら、続いて副引例や周知例を調査する。調査方法は主引例の場合とさほど変わらない。しかし、副引例は主引例よりも要求される構成要素が少ない。周知例の調査では、技術分野の制約も緩くなる。そのため、副引例や周知例は、主引例より簡易な調査で発見されることも多い。

ここまで、早ければ1時間、通常数時間を費やす。無論、いつまでもサーチを続ければ、引例を発見できる可能性は常に存在する。しかし、コストとベネフィットの兼ね合いを考えることもまた重要である。一般に、1件の審査で審査官が目を通す文献数は数100が上限ではないだろうか。この程度であれば、1日で1件の審査を終了できる。

サーチに関しては、近年、外注化も進んでいる。外

部機関のサーチャーとよばれる専門家が、本願理解と先行技術調査を行って、結果を審査官に報告してくれる仕組みである。サーチャーの方々も、企業等で長年の実務経験を経られた方が多く、専門知識等の面で多々勉強させていただいた。サーチ外注が行われる案件の割合は年々変化しているが、私の場合は3割程度が外注案件であった。なお、サーチ外注案件においても、最終的な処分は審査官の裁量において行う。サーチ外注案件か否かは、IPDLの「審査書類情報照会」で調べられる。ここで、審査書類に「検索報告書」が含まれていれば、それはサーチ外注案件である。

(3) 法的評価と起案

以上を材料として、審査官は、本願に対する法的評価を、行政文書として起案する。おなじみの拒絶理由通知書等である。起案に際して、審査官は本当によく審査基準を参照する。内容はほとんど頭の中に入っているかもしれないが、それでも少しでも迷いがあれば何度も参照し、起案を行っている。

ところで、拒絶理由通知書の中でよく用いられる言い回しとして「周知技術」や「設計事項」がある。審査官は、何が周知技術等であるかを、出願時の技術水準に基づいて評価する。私の場合、技術者としての経験が、この技術水準自体の評価の邪魔をすることがあった。本願と引例との差分があまり大きくないと、どうしても、それは周知技術又は設計事項です、とやりたくってしまう。本来文献等に基づいて認定されるべき技術水準と、生身の技術者の相場観としての技術水準とに若干のずれが生じるのである。後者が頭をもたげると、その程度の工夫は誰でも思いつくとか、この程度の差分で独占権が与えられたらたまらない、という同業他社のつぶやきが聞こえるような気がして、そちらに流されてしまいがちである。

しかし、なすべきは法的評価であり、その評価はあくまで文献等の証拠に基づかねばならない。主観や脆弱な証拠でそのような判断をすると、審査官補であれば指導審査官に厳しく指摘されることになる（※2）。小さなことではあるが、法律による行政とはこういうことなのかな、と意識する場面である。

6. 案件の割当て

ところで、審査対象とすべき特許出願（以下、単に案件という）は、審査官にどのように割り当てられる

か。

特許庁に出願され、方式審査を経た案件は、通常、まず審査室に配賦される。審査請求時期の古いものから順に、一定数まとめて配賦されるのが一般的である。ここから先、審査官への配賦方法は、審査室によるところが大きい。例えば、早い者勝ち、つまり棚から好きな案件の包袋を持って行ってよいという場合もある。好きな案件といっても、包袋は封がされており中身が見られないから、私は厚みで選んだりもした。しかし、薄い案件が易しく、厚い案件が難しいという訳では決してないことを、いたく思い知った。そのほか、均等に配賦、つまりポーカーの手札を配るように、各審査官に一定数の案件をランダムに配る場合もある。

なお、分割出願や優先権主張出願などは、審査効率の観点から、関連する出願を担当した審査官に割り当てられることが多いようである。また、自分の手にあまりにも負えないと思える案件は、より適切な審査官に担当を替わってもらうこともある。

7. お茶

さて、このように朝から集中度の高い作業が続くと、私はコーヒーを飲まずにはおれない。大概、どんなオフィスでもお茶やコーヒーは飲める。私が過去に出入りしたことのあるどのオフィスも、程度の差こそあれ、福利厚生の一環としてそうしたサービスが提供されていた。

審査室でも、お茶を飲むことができる。ただし、親睦会に入っている必要がある。

親睦会とは、審査官の互助組織で、大抵審査室ごとに存在している。お茶をそろえるのは、この親睦会の仕事である。親睦会は、審査官が毎月俸給の中から会費を支払うことで成り立っている。私も毎月数千円を払っていた。はじめてこの制度を知ったとき、国民の血税でお茶を飲んでいるわけではないのだなあと、妙に感心した覚えがある。

親睦会費は、お茶だけでなく、忘年会や暑気払いの財源でもある。だから、これからの時期、もし街中で審査官の忘年会を目撃しても、税金で飲み食いして、などと思わないでほしい。もとをたどれば税金ではあるのだが、彼らも身銭を積み立てているのである。

ちなみに、私のいた審査室では、親睦会が提供してくれるのはお茶だけであった。コーヒーを飲みたい場

合は、別のコーヒー会というのに入らなければならない。こちらの会費は1000円だ。

8. 休憩時間の過ごし方

閑話ついでに、休憩時間の過ごし方について触れてみたい。

特許庁の昼休みは、何年か前までは45分であったが、最近では世間並みに60分になった。おかげで、天気がよければ、赤坂まで食事に出て帰って来ることもできる。

この昼休みの時間に、庁内では多くの勉強会が開かれている。典型的なテーマは、実務上の課題に関するものである。例えば、私の審査室では、発明の成立性が問題になる出願が多かったため、特許法第29条柱書の判断手法に関する勉強会が開かれていた。裁判例の研究や語学もメジャーなテーマだ。

私も、1つの勉強会を企画したことがある。著作権法と不正競争防止法を全5回でマスターしようという、考えてみればかなり無謀、良く言えば野心的な企画であった。それでも、呼びかけに対して何名かの方が賛同してくださった。案の定、内容の多さのわりに、使える時間が短いため、毎回、講師役の人は弁当を食べながら喋ってもらうことになってしまった。それでも、活発な質疑がなされ、得るものの非常に多い勉強会だったと記憶している。昨年度の弁理士試験の合格発表に、この勉強会の参加者が多く含まれていたことは非常に嬉しく思う。

9. 審判、裁判との関係

裁判例について触れたが、実際、審査官は、裁判例をよく見ている。知財高裁などで目立った判決が出されると、庁内で報告会が開かれたり、上述の勉強会のような場で取り上げられたりして、情報が共有される。こうした情報は、審査実務にも影響を与える。私は、自分の拒絶理由通知書で用いるための文例集を用意していたので、そこに判決文の言い回しを随時反映させていた。

同様に、審判の結果も、審査に一定の影響を与える。審判部の判断は、一定の場合に審査部にフィードバックされることとなっており、担当審査官は必ずその内容を検討する。

10. 中間処理

そろそろ業務に戻ろう。審査業務には、上述の新願の処理のほか、中間処理も含まれる。中間処理とは、典型的には、拒絶理由通知等に対する応答書類としての、補正書や意見書の検討を行う仕事である。

実を言うと、私はこの意見書を読むのが嫌いだった。出願人や代理人の方は、開発現場に近いだけあって、発明に対する思い入れが強いのかもしれない。あるいは、審査官であった私の認定や判断が余りに的を射ていなかったのかもしれない。要因は多々あるのだと思う。しかし、やはり「審査官の指摘は失当」「笑止千万」といった切れ味鋭いご意見を頂くと、胃が痛む。それで、私は、今日は意見書の日、という日を特別に作り、その日ばかりは心を強靱にして仕事に臨んでいた。

一方、こちらがいわゆる落としどころとして想定していたような、絶妙な補正や意見を頂くと、思わず笑みがこぼれる。お互い良い仕事をしましたね、と代理人に勝手な親近感を抱く。何が落としどころなのか、については、既に多くの書籍や論評で触られているところであり、ここでは踏み込まない。しかし、審査官は、特許したい出願なら、拒絶理由通知書に、ここに落とし込んで欲しいというメッセージを込めているものである。この行間のコミュニケーションを、皆様もぜひ楽しんで頂きたい。

11. 面接審査

コミュニケーションといえば、よく、面接をすると特許率が上がるのですか、という質問を受けることがある。

私は、上がり得ると思う。といっても、熱意にほだされて審査官がつい特許してしまうというようなことはない。審査官が見たいのは、事実と証拠だけである。面接審査の良さは、書面審査に比べて圧倒的に多い情報量をやりとりできることにある。例えば、審査官が発明の認定を誤っているような場合、発明者から直接説明を受けると、審査官はその誤りを発見しやすい。これは私も経験している。また、上述の落としどころについても、審査官の意図が出願人に忠実に伝わる可能性が高まるだろう。

審査リソースの問題もあり、面接審査は必ずしも実現できるとは限らない。しかし、審査官としての経験を踏まえれば、審査当局とのコミュニケーションロス

を感じる場合には、面接審査を活用することが有効である。

12. 公平の原則

面接審査をはじめ、電話やFAX等により出願人からのコンタクトを受けるとき、審査官が気にするのが公平の原則である。

上述のように、審査リソースは有限である。この審査リソースは国民の税金や出願人全員の手数料により賄われているから、公平に分配されるのが理想である。審査官が、電話やFAXで進歩性の判断に関するコメントを求められても応じなかったり、幾度にもわたる面接の申し入れを断ったりするのは、この公平の原則によるところが大きい。ある出願人にのみ偏ってリソースを投入することは不公平、というわけである。

民間企業からきたばかりの私は、この感覚が希薄だった。特にサービス業では、目の前のお客様の利益を図ることが、大抵正義である。しかし、公共サービスの場合は必ずしもそうではない。

1つのエピソードがある。入庁間もないころ、ある代理人が突然特許庁を訪れた。聞けば、拒絶理由通知に記載されていた非特許文献がどうしても入手できない、ついては審査官の手元の資料の写しが欲しい、ということであった。私は、特に迷いもせずにその資料をコピーし、その代理人に手渡した。自分では良い仕事をしたと満足していたが、後に、先輩審査官に叱られてしまった。その理由というのが、上述の公平の原則である。もし、その代理人と同じ要求を、出願人全員してきたなら、あなたはそれに答えられないであろう。であれば、そのようなサービスは適切でない、ということであった。立場が変わればそういう見方もあるのか、と衝撃を受けたことを覚えている。

もし、行政官が冷たいなと感じたときには、この公平の原則を思い出してみると、心が静まるかもしれない。

13. 仕事の終わり

再び業務の話に戻ろう。上述のような段取りで仕事を進めると、ほぼ1日に1件の新願を処理できる。技術分野にもよるだろうが、大体、これが日本の標準的な審査官の処理ペースである。複雑な技術内容の出願や外国語の出願は、数日かかることもある。一方、中

間処理は、大抵、新願より短い時間で処理できる。1日に2ないし3件が適当なところであろう。

自らが定めたところの業務を終えた審査官は、随時退庁する。この退庁後の時間を、将来を見据えた研鑽のために用いる審査官は少なくない。

14. 研鑽の時間

とりわけ、任期付審査官は10年の任期が満了すれば次のキャリアを選択しなければならない。そこで、就業後を個人的な勉強の時間に充て、その選択に備える任期付審査官もいる。例えば、ある任期付審査官は、夜間、知財やビジネス、外国語、法律等を学ぶ学校、大学院又はセミナーに通う。私もロースクールの過程を履修した。ある程度の体力的、精神的な負担は免れないが、長い目で見れば、これもプロであるための仕事の一環と思うことにしている。

15. おわりに

以上が、任期付審査官の日常である。ただし、これらはいくまで私個人の知見、経験、主観に基づくものであり、決して一般的なものでないことをお断りしておく。

※1 任期付審査官のバックグラウンド

任期付審査官は、特許庁入庁以前に、企業、大学、特許事務所等において一定以上の期間、研究開発等に携わった経験を有していることが任用の要件である。実際に、民間企業の研究開発部門や研究機関に在籍されていた方が多く、自らが発明者となって特許出願を行った経験をお持ちの方も少なくない。特許事務所出身の方も含め、皆その道の経験豊富な方々ばかりであった。

つまるところ、任期付審査官とは、即戦力となることを期待されて民間から中途採用された審査官である。そのため、採用時の年齢層は一定ではなく、20代から50代までと非常に幅広い。通じている技術分野

も千差万別である。

このような多様な背景を有する人々に、一定の質を保った審査ができるのかと、不安視する向きもあるかもしれない。しかし、それを可能にするのが、特許庁の強力な研修制度である。

※2 任期付審査官の研修制度

任期付審査官は、入庁すると、まず数か月にわたる研修を受講することになる。研修は基本的に座学で、まずは国家公務員の服務、知的財産権や審査に関する基本的な知識等を学ぶ。その後、グループ演習が行われる。具体的な事例を通して、出願書類の理解、過去の技術との比較、特許性の判断、出願人に対する通知書の作成等に関する審査実務知識を修得してゆく。ここまで約4か月。この間、ほぼ終日がこれらの研修に充てられる。その後も2年間にわたり断続的に研修に参加し、法令、条約、判例、審査実務に関する専門知識を深めることが求められる。

先ほど年齢について触れたが、この研修ではそのあたりの事情は全く顧慮されない。カリキュラムは、若き通常採用の審査官のために作成されたものがほぼそのまま適用される。加えて、研修の節目には、筆記及び口頭の試験がある。この試験で合格点をとらないと、正式に「審査官」となることができない。

本稿では、冒頭から任期付審査官ということばを用いている。しかし、より正確に言えば、入庁から2年間は、彼らは「審査官補」という職名で呼ばれる。審査官補は、指導審査官と呼ばれるベテラン審査官に付いて、審査実務の指導を受ける。審査官補も一応拒絶理由通知等の起案を行うのだが、出願人への発送前には必ず指導審査官の決裁が必要だし、発送名義はあくまで指導審査官である。

このような2年間の研修、教育課程を経て、一定の水準に達したと認められた場合に、ようやく「審査官」への昇任が発令される。

(原稿受領 2011. 11. 9)